

2 県立学校

(1) 人事移動

① 昭和51年度末県立学校教職員人事に関する方針

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の刷新、充実を図り、本県教育水準の向上を期するためには、教職員組織の充実強化が行われなければならない。

本委員会は、下記方針に基き、年度末教職員人事異動を行うが、これが実施にあたっては、広く県民各位の理解と特に教育関係者の積極的な協力とを切望してやまない。

記

ア 基本方針

(ア) 全県の視野に立ち、適材を適所に配置し、教育効果の向上を図る。

(イ) 教育の機会均等の理念に立脚して、各学校の教職員組織の充実と均衡化を図る。

(ウ) 厳正公平な人事を行い、教職員の士気の高揚を図る。

イ 重点

(ア) 教育の刷新充実を図るため、有能適格な教職員の確保につとめ、新進有為な人材登用を図る。

(イ) 教職員組織の充実と均衡化を図るため、教育課程に即応した教職員の適正配置を行うとともに、同一校永年勤続者の交流及び採用後引き続き同一校に相当年数勤務している者の交流を行う。

(ウ) 定時制(夜間)、通信制、分校、特殊教育諸学校並びにへき地校における教職員組織の充実を図る。

(エ) 職業に関する学科を中心とする高等学校の再編成並びに特殊教育諸学校の拡充整備にともなう教職員の配置については特に考慮する。

(オ) 学校管理の適正化をさらに推進するため、管理職の選考及び配置の適正を期する。

ウ 実施方針

(ア) 採用

㊦ 教員については、資格、人物、健康等に基づいて選考し、その配置の適正を期する。

㊧ その他の職員については、教員に準じて行う。

(イ) 交流

㊦ 免許状・性別・年齢構成等の均衡化を図るためつとめて広域にわたって交流を行う。

㊧ 都市部と農村部及びへき地との交流を促進する。

㊨ 高等学校の学科の設置廃止にともなう配置転換学校種別(高等学校・特殊教育諸学校)間及び課程(全日制・定時制・通信制)間の適正な交流を行う。

㊩ 同一校永年勤続者及び採用後引き続き同一校に

相当年数勤務している者の適正な交流を行う。

(ウ) 昇任

㊦ 校長については、その職責の重要性にかんがみ法に定める資格をもち、人物、健康、勤務実績、指導力等のすぐれた者のうちから厳選する。

㊧ 教頭については、校長に準じて厳選する。

㊨ 上記以外の職についても、資格、人物、健康、勤務成績等を考慮して行う。

(エ) 降任及び退職

勤務成績、年齢、勤続年数等を考慮して行う。

エ この方針の運用

この方針は、昭和52年度における年間人事についても準用する。

昭和51年度末県立学校教職員交流基準

1 一般基準

教職員が専門職として、幅広い学校経験を有することは極めて重要であるとの観点に立ち、

(1) 全日制と定時制・通信制との交流

(2) 高等学校と特殊教育諸学校との交流をいっそう促進する。

2 勤務年数による基準

各学校の教職員組織の充実と均衡化を促進するため、

(1) 同一校に10年以上勤務した者

(2) 採用後引き続き同一校に3年以上勤務した者は交流の対象とする。

なお、(1)、(2)における勤続年数の算定基準は次のとおりとする。

① 本校から同一校の分校に継続勤務の場合(逆の場合も含む)その勤続年数は別個に算定する。

② 校名変更並びに合併又は分離により、引き続き新設校に勤務する場合の勤務年数は通算する。

3 学校群による基準

教職員組織の均衡化を図るため、県内を県北・県南・会津・いわき・相双の5地区に分け、各地区ごとに所在する学校を、地理的特殊性を考慮し、A・B・C群に分類し交流を促進する。

A・B・C各群の学校は別表のとおりとする。

(1) 昭和44年度以降採用者は、在職期間中原則として2地区以上及びA・B2群の学校いずれも勤務させるものとする。

(2)① A群については、原則としてへき地校間、分校間の交流は行わない。

② B群については、原則として同一市内間の交流は行わない。ただし、いわき市は除く。

③ C群については、同一市内間の交流は行わない。

○ 地区・群別学校分類表による学校分類は、いわゆる学校のランクづけを示したものである。